

1. 内政

(1) 国営電力公社 (INDE) 総裁の辞任

3日、マリヌス・ボエル国営電力公社 (INDE) 総裁が辞職し、後任としてホルヘ・スタリング氏が総裁代行に任命された。INDE はボエル総裁の突然の辞任の理由を明らかにしていないが、INDE が締結した警備契約の入札において不正が行われたとの疑惑が持ち上がっていた。INDE は上記以外に、水力発電所建設計画の FS 調査契約についても不正疑惑が持ち上がっている。

(2) 憲法裁判所長官の任命

14日、ロベルト・モリーナ・バレット判事が憲法裁判所長官に任命された (任期は 2014年から 2015年まで)。モリーナ判事は就任に際し、メディアとの近接関係を維持し、象徴的な判決の際には簡潔な言葉で説明し、法律及び憲法に基づいて裁決を下していると国民に理解してもらえるよう努める旨語った。

(3) 大統領再選に関する議論

15日、ペレス・モリーナ大統領は、当国憲法によって禁止されている大統領再選について、「任期4年間かつ再選禁止の政権では、開発計画の継続性が脆弱であり、良好な政治制度とは言えない。本件に関する憲法改正案を提出するつもりはないが、国民に議論を持ちかけるべきだろう」と発言し、政治制度改革の必要性を訴えた。野党 LIDER も大統領再選に関する議論の開始に同調している。

(4) 次期検事総長候補

29日、人事委員会は、次期検事総長候補6名を選定した。パス・イ・パス現検事総長は再選を目指していたが、最終候補には選ばれなかった。5月初旬、同最終候補6名の中からペレス・モリーナ大統領が次期検事総長を選出・任命する予定。

(5) 国会の動向

与野党合意により、国会喚問が中断し、法案審議が再開され、データ通信に関する法律が可決した。クレスポ国会議長は、聖週間休暇の前まで教育大臣に対する国会喚問を続け、休暇後は「投資と雇用に関する法」の審議を実施することが可能であるとの見解を示した。同案は既に27回修正が加えられているが、5月には可決する見通し。

2. 外交

(1) ペレス・モリーナ大統領の世界経済フォーラム・ラテンアメリカ会議への出席

ペレス・モリーナ大統領は、4月1日～3日にパナマシティで開催された世界経済フォーラム・ラテンアメリカ会議に出席し、当国の治安対策や違法薬物に対する取組みについて議論した。

(2) ペレス・モリーナ大統領のメキシコ訪問

29日、ペレス・モリーナ大統領は第6回カリブ諸国連合首脳会合に出席するため、メキシコへ向けて出発した。同会合の他、ペニャ・ニエト・メキシコ大統領と会談し、当国・メキシコ間のガスパイプライン建設に関する合意書に署名する予定（4月30日に署名）。

(3) 対台湾関係

グアテマラ外務省は、台湾大使館に対して、当国が台湾との外交関係を維持するためにポルティージョ元大統領に渡したとされる計2.5百万米ドルの小切手について詳細な説明を求めていたが、4月末時点で未回答。台湾大使館は外交部の決裁が下りていないためと説明した上で、同小切手を「賄賂」と表現するのは理解できないとの見解を示した。

(4) 対米関係

コロ政権時代に米国がスパイ行為をしていたとの報道があり、グアテマラ外務省が米国大使館に対して詳細な説明を求めている。

25日、当国を訪れたチャック・ヘーゲル国防長官は、ペレス・モリーナ大統領と会談し、今年10月にホンジュラス国境付近に編成予定のタスクフォースに対する米国の支援や組織犯罪対策について協議した。

(5) イベロアメリカ事務局長（SEGIB）の当国来訪

レベカ・グリンスパン・イベロアメリカ事務局長（SEGIB）は当国を訪れ、ペレス・モリーナ大統領及びカレラ外相と会談した。元コスタリカ副大統領、国連事務総長補であるグリンスパン・イベロアメリカ事務局長は、会談の中で「深く掘り下げるべきテーマ・分野は何かを各国と相談している」と話した。ペレス・モリーナ大統領及びカレラ外相は、今年の第4四半期にメキシコで開催予定の第24回イベロアメリカ首脳会議のための支援を要請した。

(6) 太平洋同盟

カレラ外相は、ペルー政府が当国の太平洋同盟加盟にブレーキをかけているとの見解を示した。カレラ外相によれば、当国は要求されているすべての条件を満たしているが、ペルーが当国の加盟を妨げている。グアテマラはコスタリカよりも前に要件を満たしたにも関わらず、最近コスタリカの加盟が承認された。太平洋同盟加盟には全加盟国の承認が必要とされているが、グアテマラはペルーとの間で砂糖の貿易を巡って係争中。

(7) 中米・EU連携協定

中米・EU連携協定が中米地域活性化を推進している。地域統合プロセス及び右協定の実施へのグアテマラの参画を支援するため、「連携協定・統合プロジェクト（Proyecto AdA-integración）」は564万4千ケツアル相当の技術装置（パソコン、プリンター、ハードディスク、サーバー等）を6機関（農業省、経済省、保健省、環境省、労働省、外務省、SICA）に供与した。

(8) 外務省の動向

29日、ロドリゴ・ビエルマン前米州機構代表部大使が外務次官に正式に任命された。

3. 経済

(1) 2014 年の GDP 成長率見通し

政府は 2014 年の GDP 成長率は 4%に達するとの見通しを発表した。バルデッティ副大統領が座長を務める経済会議の発表によれば、年内に投資促進戦略の実施及びビジネス環境の改善が見込まれる。重要なファクターは、生産セクターの活動を支援する健全・有益・強固な金融システム、並びに、インフレ、外貨準備高、銀行の与信、海外直接投資、海外送金といったマクロ経済指標の改善である。バルデッティ副大統領は上記目標は実現可能であり、実際、2013 年の経済成長見通しは 3.3~3.6%であったにも関わらず、目標を上回る 3.7%に達したとしている。

(2) IMF による経済見通し

IMF の発表によれば、今後 6 年間、当国の経済成長率は 3.5%で推移する。当国シンクタンク CIEN のアナリストであるマウル氏によれば、同数値は「ポジティブな停滞」であるとし、1 年半後に政権交代を控える当国の経済予測をするのは難しいとの見解を示した。

(3) インフレ率の低下

国立統計局の発表によれば、2014 年 3 月のインフレ率は 3.25%となり、前月の 3.50%、前々月の 4.14%から低下し、近年では 2012 年 11 月の 3.11%に並ぶ低い水準となった。

(4) 輸出入の増加

2 月の輸出額は前年同月比で 6.3%増加し、1,727.2 百万ドルとなった。内訳は、衣類 11.4%、砂糖 10.5%、コーヒー 5.7%、バナナ 5.3%、果物 4.4%。輸出先は米国 36.8%、中米 26.6%、韓国 7.5%、欧州 4.2%、メキシコ 4.0%であった。一方、輸入額も前年同月比で 3.5%増加し、2,802.8 百万ドルとなった。主な輸入品は燃料 12.9%であり、輸入元は米国 40.3%、中米 10.5%であった。

(5) ベネズエラへの輸出の増加

1 月及び 2 月のグアテマラからベネズエラへの輸出は、前年同期比で 523%増加し、35.2 百万米ドルとなった。主な輸出品目は砂糖、コーヒー、食用油。

(6) 中米における「物流センター」

グアテマラを中米における「物流センター」とすることを目指す政府は、UPS 社に対し、空輸による通関を迅速化させるための物流ハブの設立を提案した。UPS 社は同案の検討後、同社が台湾の物流センターで使用しているプログラム（15 分で通関が可能となる）をグアテマラに供与する見込み。

(7) 経団連会長の交代

サンティアゴ・モリーナ当国経団連（CACIF）会長の後任として、エルマン・ヒロン氏が新会長に選ばれた。

(8) 経済大臣の南南協力会議出席

デ・ラ・トーレ経済大臣は、香港で開催された第 3 回南南協力会議に出席した。デ・ラ・トーレ経済大臣は同会議の中で、中国によるグアテマラへの投資及び両国の貿易促進を呼

びかけた。

(9) 当国におけるメキシコ企業の会合

当国に進出するメキシコ企業約 100 社が「第一回在グアテマラ・メキシコ企業会合」を開催した。同会合には、コントレーラス労働大臣、アルトゥーロ・メキシコ・グアテマラ商工会議所会頭、ティラード当地メキシコ大使が出席した。

(10) 当国の家具輸出

外国製家具の輸入は、当国産家具の輸出の約 2 倍となっている。2012 年の家具の輸出は 10.9 百万米ドルである一方、輸入は 21.12 百万米ドルに上り、当国は外国産の家具に依存していることが分かる。当国には、3,784 の木製製品会社があり、70%が中小企業である。主な輸出先は米国、エルサルバドル及びコスタリカ。一方、主な輸入先は米国、中国、台湾、イタリア、スペイン、エルサルバドル、メキシコとなっている。

(11) 「投資及び雇用に関する法の早期可決の推進」

経済省、財務省及び国税庁は、「投資及び雇用に関する法」の可決を目指し、国会で画策を続けている。デ・ラ・トーレ経済大臣によれば、同法案が可決すれば、6 年間で少なくとも 20%の経済成長が見込まれ、50 万の雇用及び 220 億ケツアルの所得を生む見込み。同法案は、所得税優遇により、企業に対して地方へ投資するインセンティブを与える内容。一方、国税庁は、同法案により、(節税目的で)都市部の企業が法律の抜け目を突いて地方に移転するのを禁止する提案を行った。

(12) 税調査の強化

国税庁は、聖週間休暇中にホテル、レストラン、ディスコ、レクリエーション施設等、計 19,565 法人に対して税調査を実施した。

(13) 電子公証システムの開始

政府は電子公証サービスの開始を発表した。これにより、従来 10 日かかっていた公証業務が 1 日で、23 日かかっていた不動産登記が 13 日で発行することが可能となる。本システムはグアテマラの競争力を高め、世界銀行が公表している **Doing Business** の指標にポジティブな影響を与えるだろう。ペレス・モリーナ大統領は、グアテマラがビジネスをする上で最も進歩的な国となるべく前進しており、グアテマラ人の雇用を生み出す投資を呼び込むために取り組んでいるところであると発表した。

(14) 商法改正法案

デ・ラ・トーレ経済大臣は、大企業における少数株主を保護し、彼らに対して同企業に関するより多くの情報を提供することを可能にする目的で、商法の改正法案を提出する予定である旨公表した。

(15) 競争法制定の検討

グアテマラはラ米諸国で唯一競争法が可決していない国である。しかし、EU と締結した連携協定は、2016 年 11 月 30 日までに同法の可決を求めている。最後に同法案が議論されたのは 2012 年であるが、未だに可決していない。EU は中米の完全な統合を求めているが、

域内の関税に関する不調和が統合にブレーキをかけている。

(16) グアテマラとカナダの FTA 交渉

当国カナダ商工会議所は、投資保護協定の合意が当国・カナダの自由貿易協定交渉を再開するひとつのきっかけとなる旨指摘した。マロキン Gold Corp 社執行役員は、カナダは直近 8 年間で 20 億米ドルの投資をしており、当国における主要外国投資国となっていると言及。二国間関係は成熟しており、自由貿易協定が締結されていないのは信じがたいことであると指摘した。

(17) スペイン企業と野党党首との懇談

バルディソン野党 LIDER 党首は、スペインのインフラ・再生エネルギー企業 ACCIONA 及びスペイン公営企業マドリッド地下鉄の幹部等と懇談し、グアテマラにおける雇用の創出、インフラ開発、再生エネルギー等について議論した。

(18) 香港における商務事務所の開設

デ・ラ・トーレ経済大臣は、中国によるグアテマラへの投資促進を目的として香港に商務事務所を開設する旨発表した。

(19) 投資・雇用創出を促進する政令

政府は投資及び雇用創出を促進するため、4 つの自治体を経済特区とする政令（2014 年第 72、73、74 及び 75 号）を公布した。経済特区に指定された自治体は、エスタンスエラ市（サカパ県）、マサグア市（エスクイントラ県）、サン・アグスティン・アカサグアストラ市（エル・プログレソ県）及びグスタトージャ市（エル・プログレソ県）であり、生産性が高く、手工業が盛んな地域である。ペレス・モリーナ大統領は、「経済特区を通じて、地方への投資を呼び込みたい。経営協議会が同地域の賃金や雇用の創出について議論をする」と発表した。

(20) 聖週間中のホテルの値上げに対する罰金

今年の聖週間休暇中にグアテマラを訪れた観光客は 82,581 名に上り、昨年と比較して 8.5%増加した。しかし、同休暇中に不当に値上げを実施したホテル、サービス、レクリエーション施設が 800 施設（主に、ケツアルテナンゴ、ソロラ、アンティグア及びリオ・ドゥルセ）あり、観光庁は 1~5 千ケツアルの罰金を科した。

(21) 法人登記の簡素化

政府は当国における法人設立登記を簡素化するため、インターネット上での法人設立登記を可能とするウェブサイト「MiNegocio.gt」の利用開始、資本金 30 万ケツアルを超えない法人に対する設立登記料の免除等の改革を発表した。同改革により、これまで 17 日間かかっていた法人設立手続が 13 日間に短縮される。

◇主要経済指標◇

	2014年			2013年	2012年
	4月	3月	2月		
インフレ率（前年同月比）	未発表	3.25%	3.50%	4.39%	3.45%
貿易収支(百万ドル)	未発表	未発表	△545.7	△7,347.5	△7,009.1
輸出(百万ドル)	未発表	未発表	810.4	10,162.2	9,985.3
輸入(百万ドル)	未発表	未発表	1,356.1	17,509.7	16,994.4
外貨準備高（百万ドル）	未発表	7,110.7	7,163.9	7,272.6	6,711.2
外国からの送金（百万ドル）	未発表	459.23	383.94	5,105.2	4,782.7
為替レート（対ドル月平均）	7.75	7.73	7.76	7.86	7.83

（出所：中銀、国立統計局）

注）2012年及び2013年の為替レートは年平均

4. 治安・社会

（1）米国からの強制送還の増加

米国に在住するグアテマラ人の強制送還が増加しており、2014年3月末までに13,724名が強制送還され、前年同期比で40%増加した。特に3月は急増し、5,123名が強制送還された。このペースでいけば、2014年の強制送還者数は昨年の計50,221名を大幅に上回る見込み。カレラ外相は本件について、「強制送還について沈黙するのは止め、今後は、我々の不快の意を表明するつもりだ」と語っている。

（2）先住民諮問会議の創設

当国においては、炭鉱などを開発する際に、先住民による反対運動が起こることがある。そのため、政府は「先住民会議」を設立し、社会開発や天然資源の採掘等について協議することを決定した。同会議は大統領を長とし、文化大臣、労働大臣、農業大臣、教育大臣等の閣僚のほか、先住民や社会開発に関係する機関の代表らによって構成される。

（3）麻薬合法化の検討

2日、ペレス・モリーナ大統領は、違法薬物の政策改革に関する国家委員会の最終報告書の結果次第では、来る12月、マリファナを合法化する改革案を国会に提出することを明らかにした。同委員会の予備報告書は6月に提出され、最終的に勧告を加えた最終報告書が10月に公表される。

（4）今年の殺人発生件数減少目標

2日、ペレス・モリーナ大統領は、直近2年間で首都における殺人は37%減少したとし、前政権と比較すると今年は50%減少する見込みとなる旨発表した。

（5）誘拐対象範囲の拡大

サンタ・ロサ県、エスクイントラ県、サン・マルコス県、スチテペケス県、フティアパ県及びチキムラ県で組織犯罪グループによる誘拐が多発しており、最近では中産階級や低・中産階級へと誘拐の対象範囲を拡げている。

(6) 当国の医療サービス

Siglo 21 紙の調査によれば、59%が私立病院での医療サービスを希望していることが分かった。なお、26%は社会保障院、15%が公立病院での医療を希望している。私立病院及び公立病院での診療数が増加傾向にある中、社会保障院における診療数は減少している。IBDのデータによれば、当国の医療分野への投資はGDPの6.7%であり、ペリイズの5%に次いで低い水準となっている。

(了)